

## 【県税事務所の窓口でご提示いただく本人確認書類】

ご本人（法人の場合は代表者本人）又は代理人本人であることを確認させていただく本人確認書類は、次のとおりとなります。

なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かりますのでご注意ください。

(注) 1 有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

2 国民健康保険、健康保険及び船員保険並びに共済組合員の資格確認書以外の本人確認書類については、本人確認書類に記載された識別番号等を控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 1枚の提示で足りるもの

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・海技免状
- ・小型船舶操縦免許証
- ・電気工事士免状
- ・宅地建物取引主任者証
- ・教習資格認定証
- ・船員手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）

### 2枚の提示が必要なもの

- ・国民健康保険、健康保険又は船員保険の資格確認書
- ・介護保険の被保険者証
- ・共済組合員の資格確認書
- ・国民年金手帳
- ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書
- ・共済年金又は恩給の証書
- ・上記に掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）※
- ・学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）※

(注) 「※」を表示した本人確認書類は、「※」を表示していない本人確認書類と組み合わせてご提示ください。「※」を表示した本人確認書類のみを2枚以上ご提示いただいても本人確認できませんので、ご注意ください。

なお、委任についてご本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。